

外務員の処分について

本協会は、本日、本協会の会員に所属する外務員に対し、金融商品取引法第64条の5及び外務員の登録等に関する規則第11条第1項に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

1. 処分対象外務員が所属する会員名

フェニックス証券株式会社

2. 処分対象外務員の役職名（当時）

外国為替部部長

3. 法令等違反行為の概要

外国為替部部長は、営業員に対し、継続的取引関係にある顧客に該当しない顧客に外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）の受託等を内容とする契約（以下「受託契約等」という。）の締結の勧誘を行うよう指示した。

また、同部長は、営業員に対し、同社がFX取引業務を譲り受けた際、同社への口座移管に同意しておらず、口座が移管されていない顧客に受託契約等の締結の勧誘を行うよう指示した。

これらの行為は、金融先物取引法第76条、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第4条、金融先物取引業務取扱規則第3条及び同第4条に違反するものであり、当該外務員は金融商品取引法第64条の5第1項第2号に該当すると認められること。

4. 処分内容

外国為替部部長 : 外務員の職務停止 6 週間

以 上